

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター
会員サービス 利用料規程

2025年2月3日
(常務理事決裁)

- この規程は、一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター（以下「当法人」という。）が提供する会員サービスの利用料を定めることを目的とする。
- この規程において、「会員」とは、当法人の正会員、賛助会員及び学会会員をいい、「会員サービス」とは、当法人が会員に対して提供するサービスをいう。
- 会員サービスの利用料は次の表のとおりとする。

会員サービスの種別	利用料
会員メルマガの発行	無料
ISCO 公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への広報掲載	無料
会員メルマガ及び ISCO メルマガへの広報掲載	無料
ISCO メルマガ号外への広報掲載	5,000 円（ただし、同一年度において 2 回目以降の利用は 20,000 円とする。）
イスマン（ISCO 公式 Facebook による会員の紹介サービス）の掲載	無料
ISCO 会員交流会（イスクンパ）の開催	参加費については、開催の都度、事務局にて別途定める。
会員企業一覧ページへのロゴマーク等の掲載	無料

- 会員サービスの利用料がこの規程によりがたい場合又はこの規程に定めのないサービスを提供する場合には、当法人が別途利用料を定めるものとする。
- その他会員サービスの利用料につき必要な事項は、当法人が別に定める。

附則

- この規程で表示される利用料は、すべて税込とする。
- この規程は、2025 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は、必要に応じて改定されることがある。